○国土交通省告示第五十三号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十二年二月三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　宮城県長根地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた区域

宮城県伊具郡丸森町金山

字沼下　六二番　一号
五七番　二号
七三番一　十七号
六八番二　十八号
六八番一　十九号
六八番五　二十号
六六番一　二十一号
六五番　二十二号
六四番　二十三号
字南新田　二三二番　三号及び四号
二六二番　五号
二三一番　六号から八号まで
二二九番　九号
七六番三　十号
七六番五　十一号
九九番二　十二号及び十三号
一〇一番三地先道路敷　十四号
一〇〇番一地先道路敷　十五号
九九番一　十六号

二　長野県栗尾地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を昭和四十一年建設省告示第千四百六十八号で指定した砂防河川棚原沢右岸官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

長野県長野市大岡甲

三三三四番二　一号
三三七九番一　二号
三四〇二番一　三号
三二四〇番二　四号
二九六八番　五号
二五三〇番　六号
二五〇一番　七号
二四九〇番　八号
二四三〇番　九号
二四三二番　十号
二二七二番二　十一号

三　滋賀県観音寺地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域

滋賀県栗東市観音寺

字南平子　六九六番　一号
字目白　一五四番　二号
字社谷　七四番　三号
字畑ヶ谷　七二番一　四号
字一ノ谷　三五一番一　五号
字谷山　四〇九番　六号
字權現山　四一八番　七号
字向山　四九二番　八号

○国土交通省告示第五十四号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十二年二月三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　長野県高市場地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を昭和四十一年建設省告示第千四百六十八号で指定した砂防河川棚原沢右岸官民地境界線に沿って結んだ線、標柱三号と四号を結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十三年建設省告示第二百五十一号で指定した高市場地すべり地域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

長野県長野市大岡甲

六八三八番　一号
二六三二番一　二号
二五七一番三　三号
七〇〇八番一　四号

二　熊本県大地地すべり防止区域

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成十四年国土交通省告示第三十三号で指定した第三十八号に掲げる熊本県大地地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

熊本県天草市枦宇土町

字西　一九四一番二地先道路敷　一号
字横手　一九四五番二　二号
一九五八番一　三号
一九五九番二　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を亀川左岸官民地境界線に沿って結んだ線、標柱二号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を天草市道田代・久々山線官民地境界線に沿って結んだ線、標柱五号と六号を結んだ線及び標柱一号と六号を平成十四年国土交通省告示第三十三号で指定した第三十八号に掲げる熊本県大地地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

熊本県天草市枦宇土町

字仁田坪　二二三一番一地先河川敷　一号
字落シノ平　二三二五番　二号
字落シ　二三四七番地先道路敷　三号
二三四四番一地先道路敷　四号
二三七三番三地先道路敷　五号
字久々山　二四〇〇番　六号

○海上保安庁告示第五十号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年二月三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（昭和二十三年海上保安庁告示第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の部中「PL　110　するが」、「PL　119　すずか」及び「PL　123　こしき」を削る。

第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の部中「PM　83　ほろべつ」を削り、「PM　98　みなべ」を「PM　98　ほろべつ」に改める。

第三条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の部中「PM　79　あぶくま」及び別表巡視艇の部中「CL　251　たまつばき」を削る。

第四条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表特殊警備救難艇の部中「SS　30　こめつと」を削り、「SS　77　あるたいる」を「SSS　78　77　あるたい　こめっと」に改める。

第五条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の部中「CL　163　まつかぜ」を「CL　164　163　まつかぜ　たまかぜ」に改める。

第六条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の部中「PM　30　かの」を「PM　30　かの　PM　31　あぶくま」に改める。

別表巡視船の部中「PM　32　みなべ」を「PL　66　しきね　PL　69　こしき」に改める。

第七条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の部中「PL　66　しきね」を「PL　66　しきね　PL　69　こしき」に改める。